

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1. 事業費及び事業費の負担区分の予定

(単位：千円)

区 分	事業費	国庫負担額	県費	町負担額	地元負担額	備 考
事 業 費	1,005,356	552,946	321,714	120,643	10,054	国:55%、県32%、町:12%、地元1%
工 事 雑 費	25,135	0	25,135	0	0	県:100%
事 務 費	25,135	0	25,135	0	0	県:100%
合 計	1,055,626	552,946	371,984	120,643	10,054	

2. 土地改良法第91条第1項の規定による分担金の支払方法

本事業の施行に係る地域の五ヶ瀬町は、宮崎県土地改良事業分担金及び負担金徴収条例（昭和31年宮崎県条例第18号）第3条第3項の規定に基づき宮崎県が土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第3条に規定する資格を有する者に対する分担金の徴収に代えて、五ヶ瀬町から徴収する分担金に相当する部分の費用（1の地元負担額）を宮崎県に支払う。

3. 地元負担の予定基準

五ヶ瀬町は、2により宮崎県に支払う地元負担額を、条例の定めるところにより、本事業の施行地域内の土地につき法第3条の規定する資格を有する者から当該資格に係る土地につき1%を限度として徴収する。

4. 特別徴収金

この事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には県営土地改良事業特別徴収金徴収条例（昭和48年宮崎県条例第27号）の定めるところにより特別徴収金を徴収されることがある。